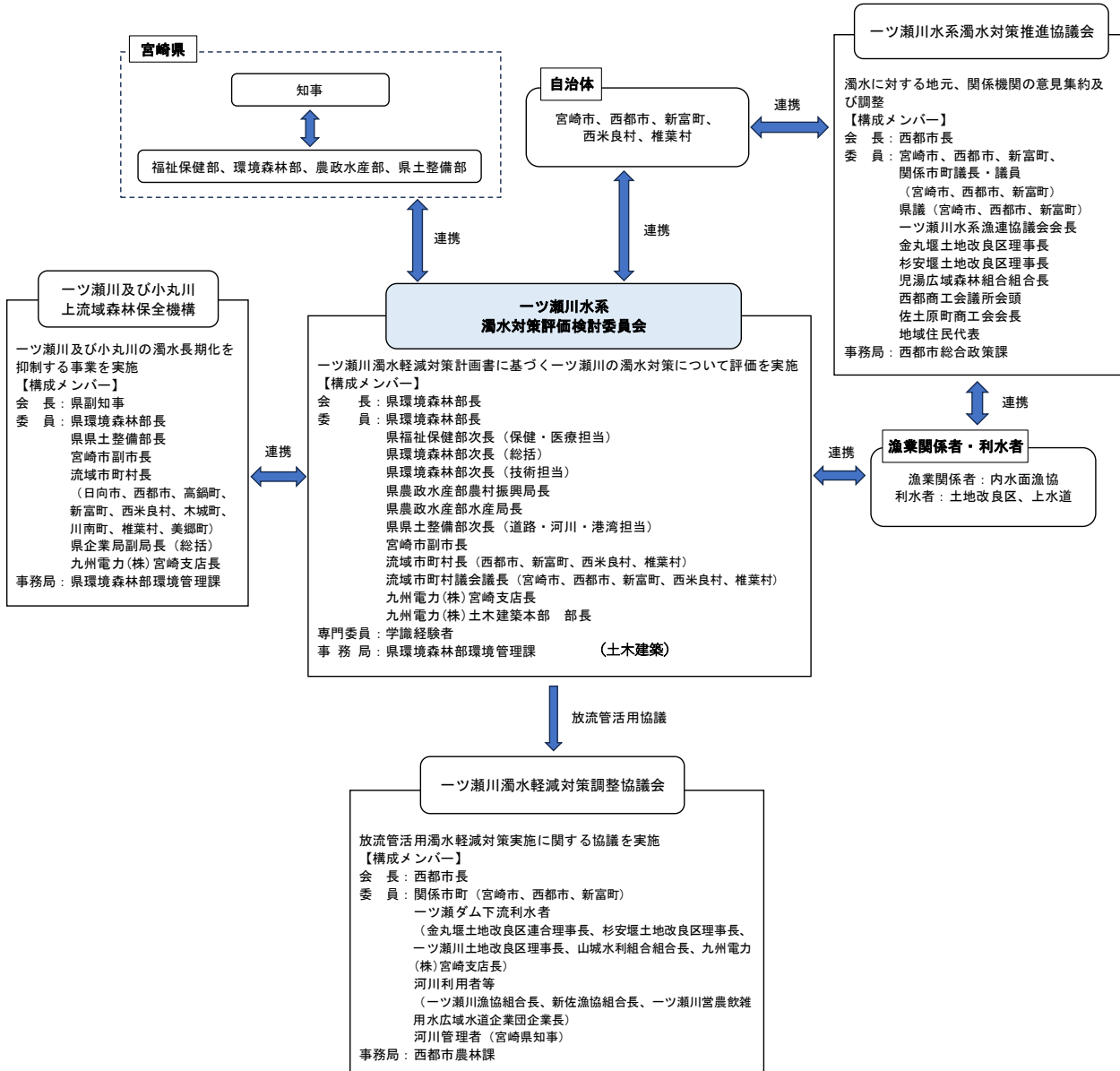


第7章 推進体制

一ツ瀬川濁水問題に対しては、流域の様々な機関が目的や役割に応じて関与しており、濁水軽減のための協議や対策を推進する組織も複数構成されている。この中で一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会は、県が中心となり、上下流域の関係機関、発電事業者及び学識経験者で構成され、濁水軽減対策の中核となる「一ツ瀬川濁水軽減対策計画書」を策定し、その計画に基づく取組について評価・検討を実施するなど、主要な役割を果たすとともに、関係機関と連携しながら取組を推進している。



一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会を中心とした関係機関の位置づけ

1 一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会

(1) 目的

一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会は、本計画書に基づいて実施した対策の実施状況や効果を評価し、見直すとともに、一ツ瀬川流域の意識啓発や産学官連携による実効性のある濁水対策について検討する。

(2) 構成

① 委員会

県環境森林部長を会長とし、県関係部局の次長、流域市町村の市長又は副市長及び議会議長、九州電力(株)宮崎支店長及び土木建築本部 部長(土木建築)を委員として構成され、専門委員を含めて一ツ瀬川濁水軽減対策計画の評価と濁水防止に関する対策の検討等を行う。

② 幹事会

県環境管理課長を幹事長とし、県や流域市町村の関係課長、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団事務局長及び九州電力(株)関係部局長を幹事として構成され、委員会の事務を補助する。

③ 評価作業部会

幹事会に置かれ、専門委員や幹事の所属する関係機関、利水者及び関係者で構成され、委員会で審議する議事について協議を行う。

④ 事務局

県環境管理課

(3) 組織図

一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会

構成メンバー：県（福祉保健部、環境森林部、農政水産部、県土整備部）
宮崎市副市長
流域市町村長（西都市、新富町、西米良村、椎葉村）
流域市町村議会議長（宮崎市、西都市、新富町、西米良村、椎葉村）
九州電力(株)宮崎支店長
九州電力(株)土木建築本部 部長（土木建築）
専門委員（学識経験者）

一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会 幹事会

構成メンバー：県（関係課、児湯農林振興局及び西都土木事務所）
流域市町関係課
一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
九州電力(株)

一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会 評価作業部会

構成メンバー：県（福祉保健部：衛生管理課
環境森林部：環境森林課、環境管理課、自然環境課、森林経営課
農政水産部：農業普及技術課、農村振興局農村計画課、水産局水産政策課、
水産局漁業管理課、中部農林振興局、児湯農林振興局
県土整備部：河川課、砂防課、高鍋土木事務所、西都土木事務所）
宮崎市（土木課、森林水産課、佐土原総合支所農林建設課）
西都市（生活環境課、建設課、農林課、上下水道課）
新富町（環境対策課、都市建設課、産業振興課、水道課）
西米良村（農林振興課）
椎葉村（農林振興課）
一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
杉安堰土地改良区
金丸堰土地改良区
山城水利組合
一ツ瀬川漁業協同組合
新佐漁業協同組合
九州電力(株)
専門委員

2 一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構

(1) 目的

一ツ瀬川及び小丸川の濁水の長期化を抑制すると共に、国土保全、水源涵養等の森林の公益的機能の増進に資するために、森林整備事業等の支援を行う。

(2) 構成

① 会議

県副知事を会長とし、県関係部長、流域市町村市町村長又は副市長、県企業局副局長及び九州電力(株)宮崎支店長を委員として構成され、事業計画に関すること等を審議する。

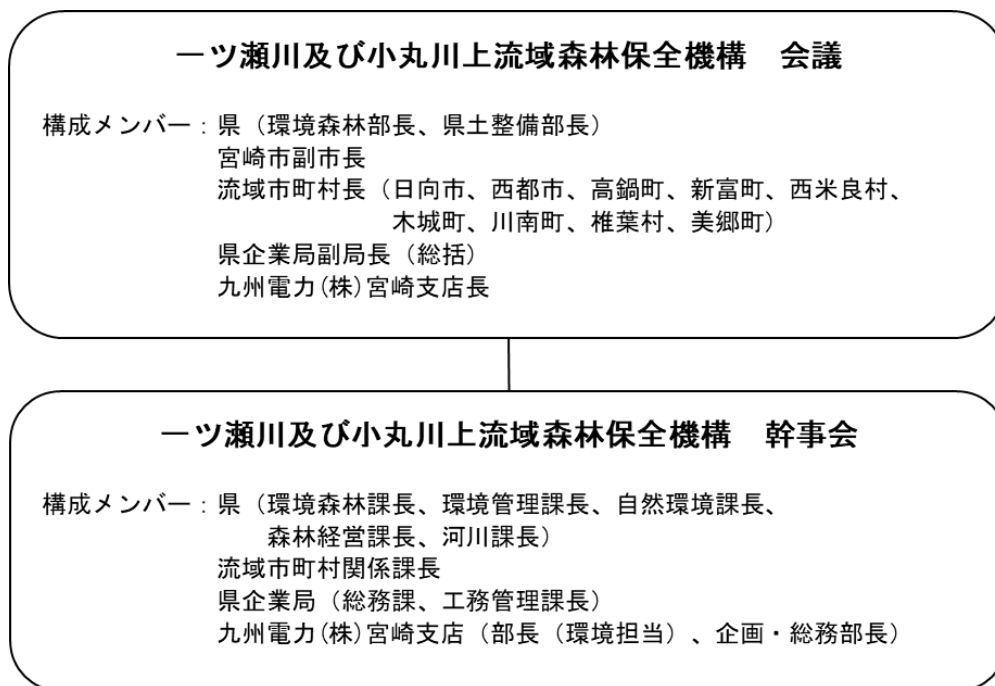
② 幹事会

県環境森林部次長(技術担当)を幹事長とし、県関係課長、流域市町村関係課長、県企業局関係課長及び九州電力(株)関係部長を幹事として構成され、機構の事務を補助する。

③ 事務局

県環境管理課

(3) 組織図



3 一ツ瀬川濁水軽減対策調整協議会

(1) 目的

「一ツ瀬川放流管活用濁水軽減対策実施に関する基本協定書」第1条に基づき、9月以降に一ツ瀬ダム貯水池内濁質が5万トン以上になった場合に、濁水長期化を軽減するために一ツ瀬川放流管活用濁水軽減対策の実施可否等について協議する。

(2) 構成

① 会議（会長及び構成員で構成）

西都市長を会長とし、関係市町長や一ツ瀬ダム下流利水者、河川利用者及び河川管理者を構成員として構成され、9月以降に一ツ瀬ダムの貯水池内の濁質量が5万トン以上となり、10月末においても濁質量が3,000トン以上と予想される場合にとなった場合に濁水長期化を軽減するための協議を行う。

② 幹事会

西都市農林課長を幹事長とし、県河川課長、一ツ瀬ダム下流域市町関係課長、関係利水者事務局長等及び九州電力(株)関係部長を幹事として構成され、幹事会の円滑な運営を図る。

③ 事務局

西都市農林課

(3) 組織図

一ツ瀬川濁水軽減対策調整協議会 会議

構成メンバー：関係市町（宮崎市長、西都市長、新富町長）
一ツ瀬ダム下流利水者（金丸堰土地改良区連合理事長、杉安堰土地改良区理事長、一ツ瀬川土地改良区理事長、山城水利組合組合長、九州電力(株)宮崎支店長）
河川利用者等（一ツ瀬川漁業協同組合組合長、新佐漁業協同組合組合長、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団企業長）
河川管理者（宮崎県知事）

一ツ瀬川濁水軽減対策調整協議会 幹事会

構成メンバー：県河川課長
流域市町村関係課長
一ツ瀬ダム下流利水者長等
九州電力(株)宮崎支店（部長（環境担当）、企画・総務部長）
河川利用者長等

4 一ツ瀬川水系濁水対策推進協議会

(1) 目的

一ツ瀬川水系の濁水防止に関し関係市町の連絡調整を密にし、環境を保全するため濁水防止施策の適切な実施を促す。

(2) 構成

① 協議会

一ツ瀬ダム中下流域市町の市町長、議会議長、議会議員、関係団体及び地域住民で構成され、一ツ瀬川水系の濁水防止等現状改善に関する事等について協議する。

② 幹事会

一ツ瀬ダム中下流域市町の関係課長で構成され、協議会で協議する事項について幹事会で審議を行う。

③ 事務局

事務局は幹事長の在する市町におく（令和5年度は西都市総合政策課）。

(3) 組織図

